

被用者保険の適用範囲の主な変遷について

(年金・医療)

昭和55年

・健康保険及び厚生年金保険について、通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上であれば適用されることを明確化

※ ①週所定労働時間:20時間以上、②賃金:月額9万8千円以上、③勤務期間:1年以上(見込み)、④学生以外 を満たす者を適用対象とすることなどを盛り込んだ被用者年金一元化法案が第166回通常国会に提出(平成19年4月)されたが、平成21年7月21日の衆議院解散により廃案となった。

(雇用保険)

昭和50年～

・所定労働時間:通常の労働者のおおむね4分の3以上かつ22時間以上 ・年収:52万円以上
・雇用期間:反復継続して就労すること

平成元年～

・週所定労働時間:22時間以上 ・年収:90万円以上 ・雇用期間:1年以上(見込み)

平成6年～

・週所定労働時間:20時間以上 ・年収:90万円以上 ・雇用期間:1年以上(見込み)

平成13年～

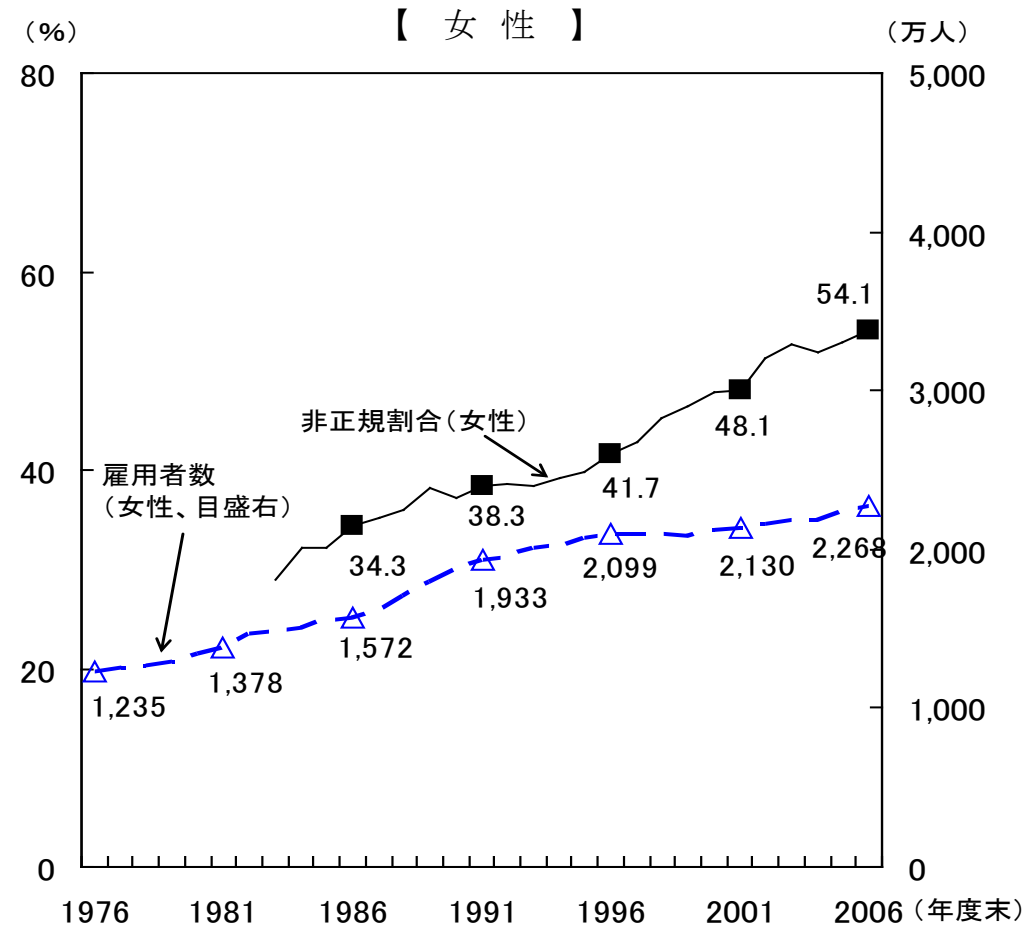
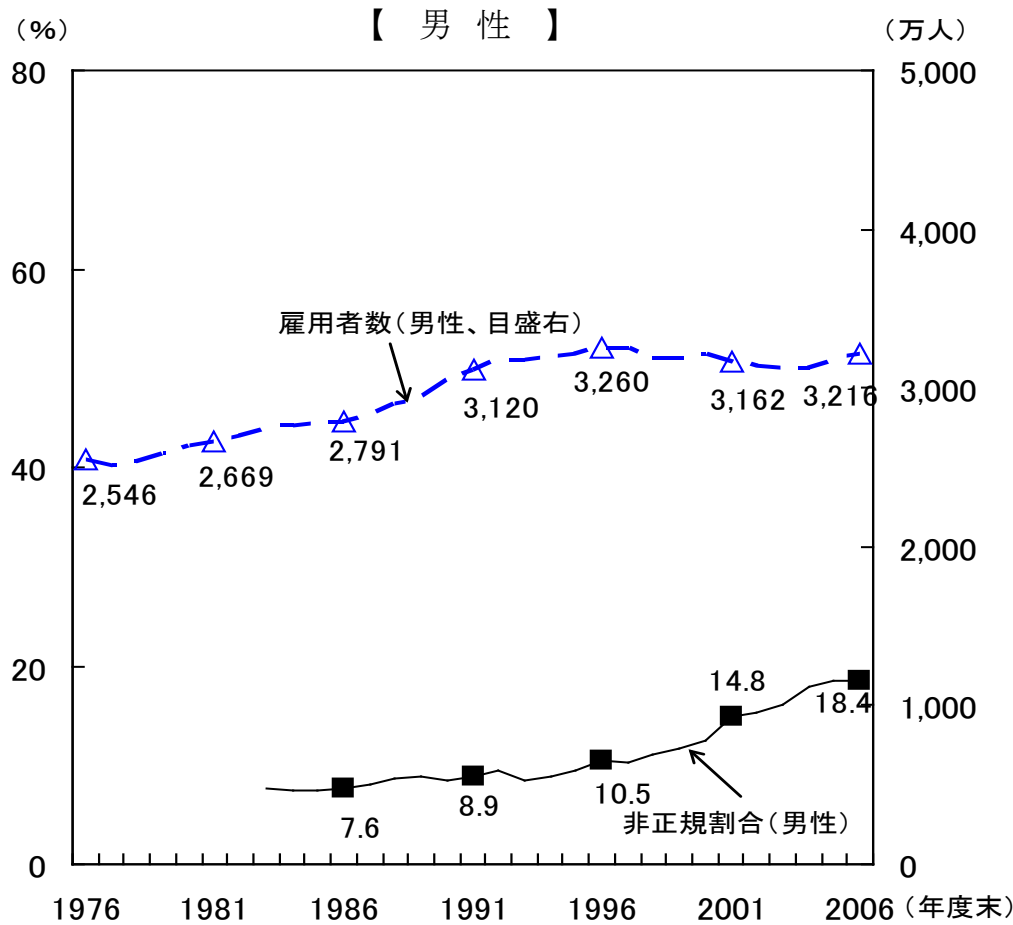
・週所定労働時間:20時間以上 ・年収:(年収要件を廃止) ・雇用期間:1年以上(見込み)

平成21年～

・週所定労働時間:20時間以上 ・雇用期間:6か月以上(見込み)

雇用者数と非正規労働者割合の推移(男女別)

○男女別にみると、非正規割合は男女とも上昇傾向であるが、特に女性の非正規割合の上昇が大きい。

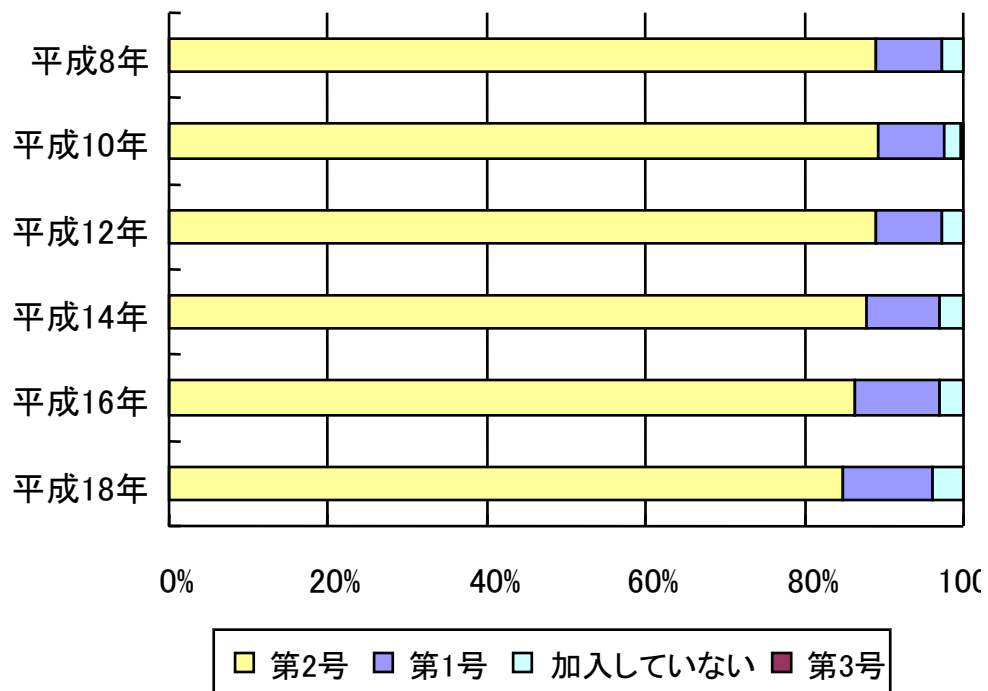


(出典) 社会保障国民会議分科会(所得確保・保障(雇用・年金)第2回資料6-1を基に社会保障担当参事官室において作成
 (資料出所) 総務省統計局「労働力調査」「労働力調査(詳細集計)」「労働力調査特別調査」
 (注) 非正規割合は役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合である

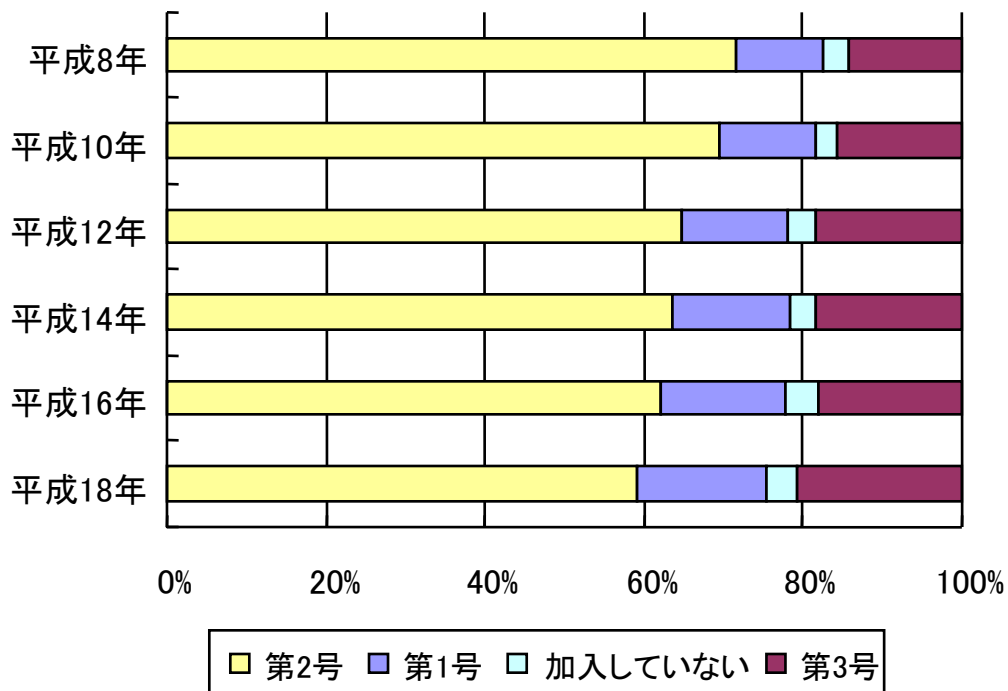
就業形態及び年金の適用状況(イメージ)

○ 雇用者に占める非正規雇用者の増大に伴って、雇用者でありながら報酬比例部分の給付がない第1号被保険者又は第3号被保険者の割合が、特に女性において増えている。

雇用者(役員含)の公的年金加入状況(男性20-59歳)



雇用者(役員含)の公的年金加入状況(女性20-59歳)

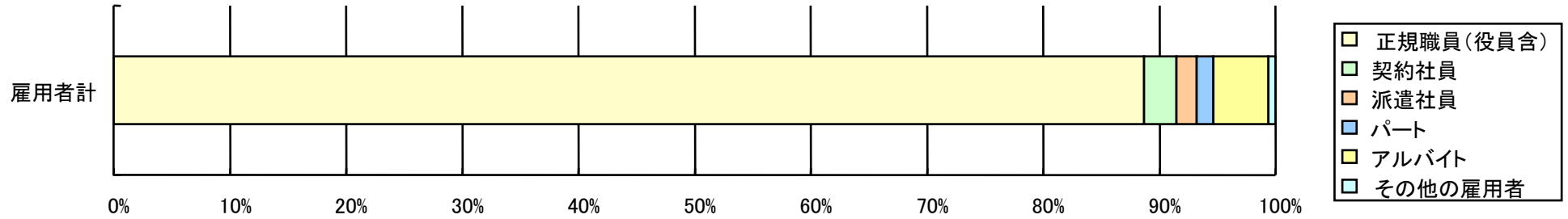


(出典) 社会保障国民会議分科会(所得確保・保障(雇用・年金)第2回資料6-1を基に社会保障担当参事官室において作成
(資料出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

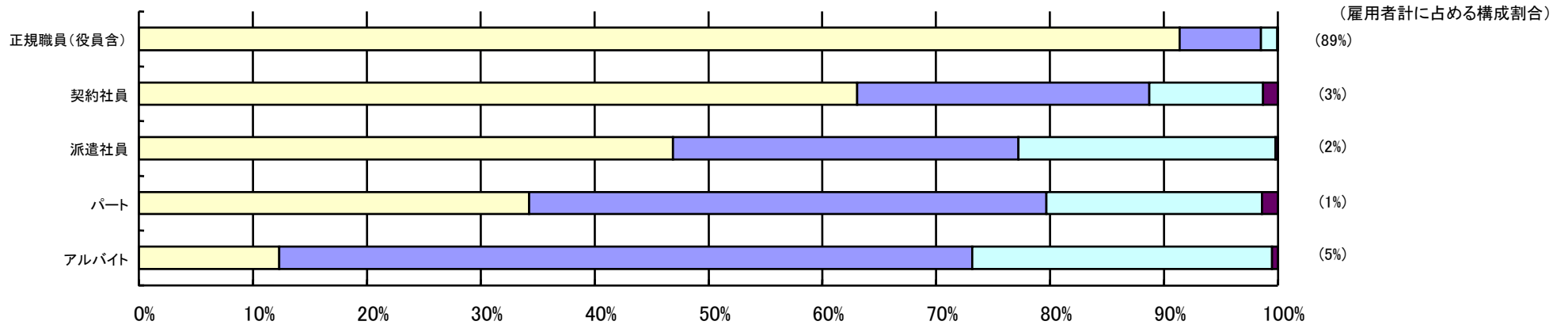
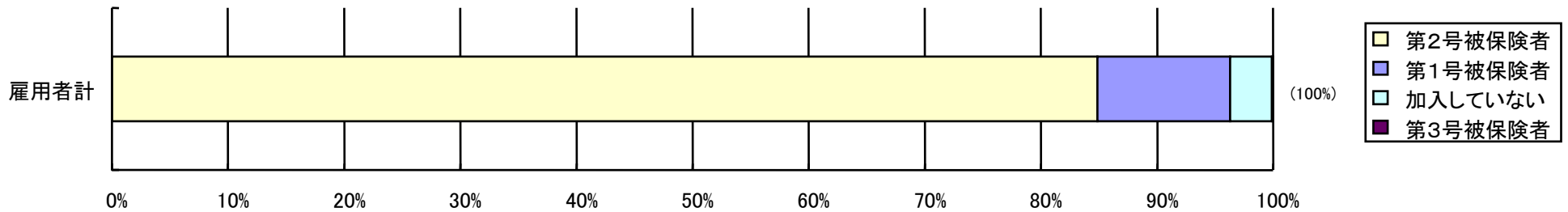
(注) 国民生活基礎調査の「加入していない」には、被保険者数の状況からみて第1号被保険者であるが保険料未納となっている者等が相当数含まれているものと考えられる

平成18年の状況(男性)

雇用者の雇用形態の状況(20-59歳)



雇用者の公的年金加入状況(20-59歳)

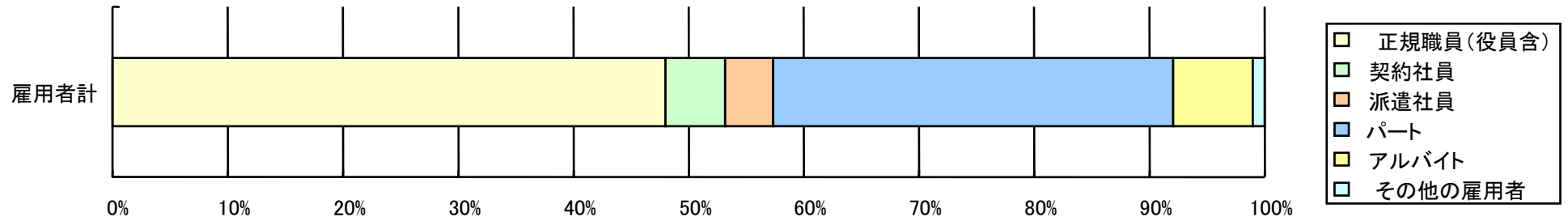


(出典) 社会保障国民会議分科会(所得確保・保障(雇用・年金)第2回資料6-1を基に社会保障担当参事官室において作成

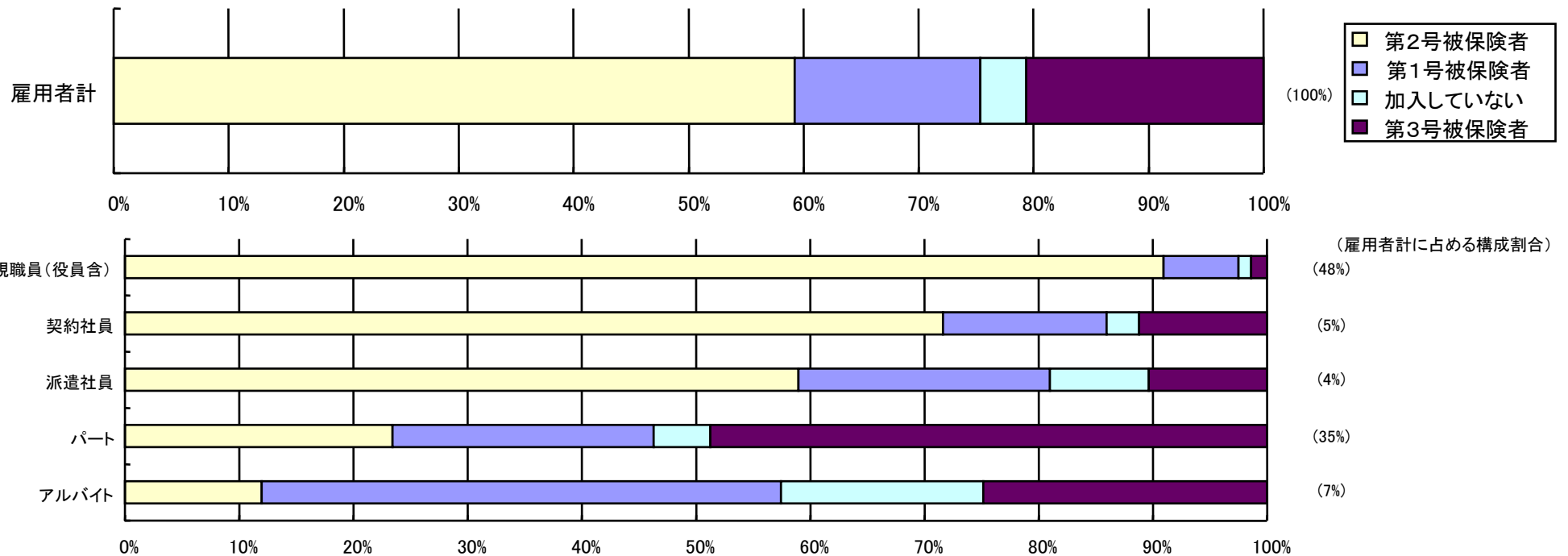
(資料出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」 (注) 雇用形態は勤め先での呼称である

平成18年の状況(女性)

雇用者の雇用形態の状況(20-59歳)



雇用者の公的年金加入状況(20-59歳)

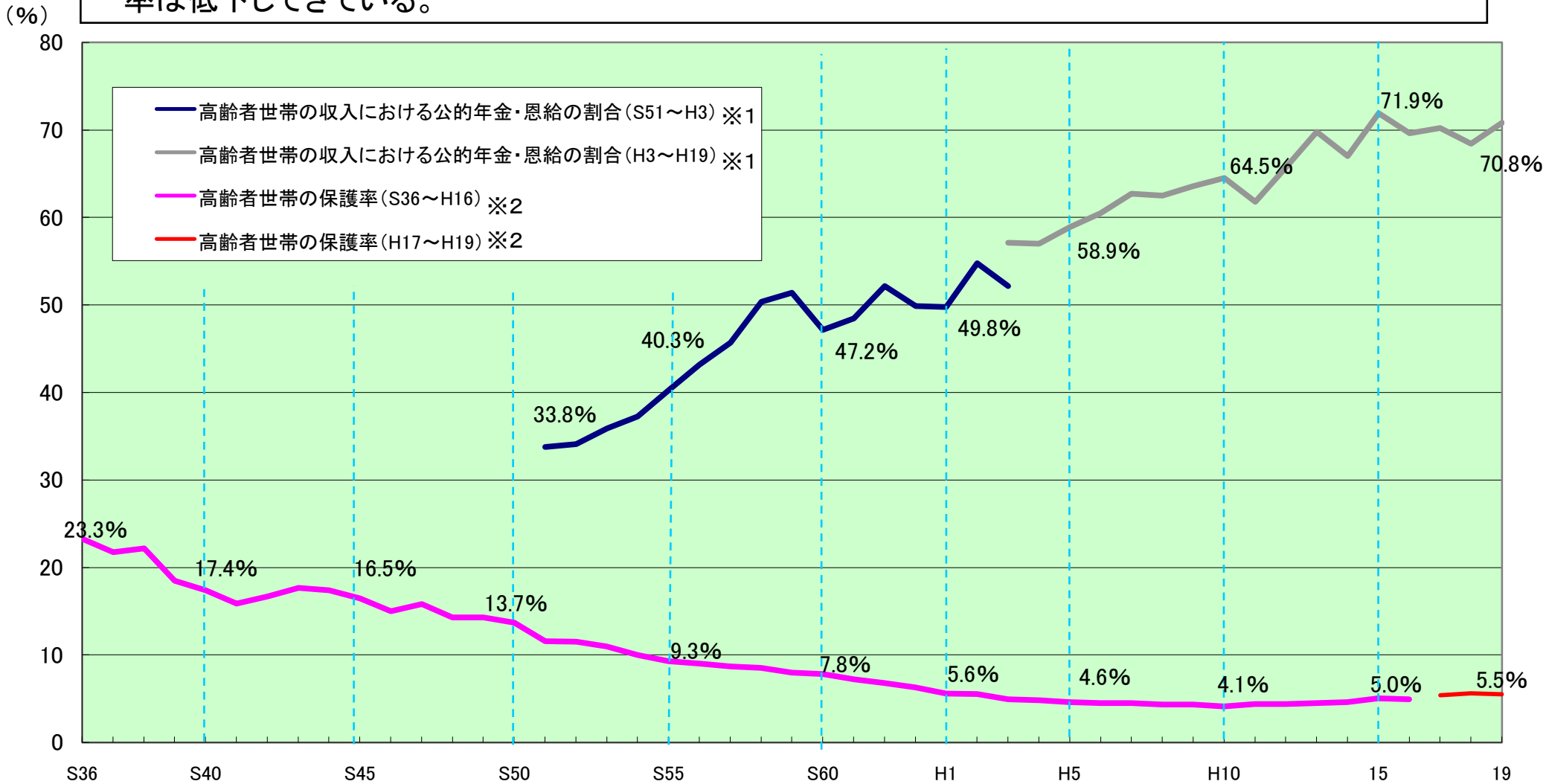


(出典) 社会保障国民会議分科会(所得確保・保障(雇用・年金)第2回資料6-1を基に社会保障担当参事官室において作成

(資料出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」 (注) 雇用形態は勤め先での呼称である

(参考) 高齢者世帯の収入における公的年金・恩給の割合と被保護率の推移について

○ 長期的にみて、高齢者世帯の収入における公的年金・恩給の割合は上昇し、高齢者世帯の被保護率は低下してきている。



※1 国民生活実態調査及び国民生活基礎調査における高齢者世帯。平成2年までは男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成するか、又はこれらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯、平成3年からは65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

※2 保護率の算定における高齢者世帯は、平成16年度までは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯、平成17年度からは、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう。

3 社会保障の機能強化のための改革

6 セーフティネット機能の強化

非正規労働者のような制度の適用から外れる層の発生や未納問題など基礎年金制度を巡る問題、「年長フリーター」、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」など、現在様々に指摘されている社会保障のセーフティネット機能の低下をめぐる指摘について分析すると、現在の社会保障制度の体系や制度を支える基本的考え方それ自体が、雇用の流動化・就労形態の多様化、女性・高齢者の社会参画の拡大、ライフスタイルの多様化といった社会経済状況の変化、私たちの暮らし方の変化に対応できていないことに大きな背景・要因があるのではないかと考えられる。

働き方に中立的な制度設計、派遣労働者や短時間労働者等の非正規労働者への適用拡大、個人単位の制度適用と世帯単位の制度適用の関係整理など、社会保障制度全体について、社会経済の実態に即した制度の再点検・見直しを早急に行い、具体的な対応策を講じることが強く望まれる。